

◎新潟県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高田停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市東城町三丁目字草野 67 番 1 から 同市鴨島二丁目815番13まで	新	15.7～35.4メートル	764.8メートル
	旧	(A) 10.2～28.2メートル	751.2メートル
		(B) 15.7～47.8メートル	764.8メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。